

## 徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付要綱（案）

### （補助金の交付）

第1条 知事は、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの最大限導入を推進するため、オンサイトPPA方式により県有施設に電力を供給する事業者が行う太陽光発電設備等に係る整備費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### （1）国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）をいう。

#### （2）国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）をいう。

#### （3）オンサイトPPA方式

PPA実施事業者の費用負担により、需要家施設に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理等をしながら、当該太陽光発電設備の発電電力を、需要家に売却し、当該施設（当該設備が設置された敷地と同一敷地内に存在する他施設を含む）に供給する契約方式をいう。

#### （4）太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

#### （5）蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

### （補助対象事業及び補助要件）

第3条 補助対象事業及び補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

2 事業は、原則単年度事業に限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、県が行う県有施設への太陽光発電設備の設置に係る事業（オンサイトPPA方式）の公募型プロポーザルに参加し、候補者として選定され、当該太陽光発電設備設置に係る協定を県と締結した者とし、次の各号のいずれの要件も具備しなければならない。

- (1) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (2) 県税、その他の税について未納がないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書等)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付申請書（様式第1号）による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、別表3に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分を電気料金から控除しなければならない。ただし、補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、控除額を補助金交付額相当分の $\frac{4}{5}$ （蓄電池に係る分については $\frac{9}{10}$ ）とすることができる。
- (2) 同一の事業、対象経費等で、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

(4) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(5) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

(事業の着手)

第8条 補助事業者による事業の着手は、補助金交付決定があった日以後に行うものとする。また、補助事業者は事業に着手した場合には、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする場合は、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) 変更（中止・廃止）の内容を証する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業実績報告書（様式第5号）による。

2 規則第11条の実績報告書及び知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、別表4に定めるとおりとする。

3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

- 4 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

#### （補助金の請求）

第13条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

#### （補助金の支払）

第14条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

#### （概算払）

第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払により補助金の交付を受けようとするときは、第13条の補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （書類の保管）

第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### （財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数をいう。
- 3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。
- 4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付

の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（個人情報保護）

第18条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	<p>県有施設に太陽光発電設備をオンサイト P P A 方式により導入する事業 ただし、導入する太陽光発電設備で発電した電力は当該施設において消費 することとする。</p>
補助要件	<p>1. 太陽光発電設備          自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て          満たすもの。          (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア (ア) に定める交付要件を満たすこ          と。          (2) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。          (3) 商用化され、導入実績があること。          (4) 中古設備でないこと。          (5) 停電時においては電力を供給できる自立運転機能を有すること。</p> <p>2. 蓄電池          1 の付帯設備として設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすも          の。          (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア (イ) に定める交付要件を満たすこ          と。          (2) 商用化され、導入実績があること。          (3) 中古設備でないこと。          (4) 定置用であること。          (5) 蓄電池の単価 (工事費込み・税抜き) が、次に掲げる区分に応じ当          該定める額のものであること。              ①4,800Ah・セル未満の蓄電池 1 5 万 5 千円/kWh以下              ②4,800Ah・セル以上の蓄電池 1 9 万円/kWh以下</p>
備考	<p>蓄電池のみの単独設置は不可。</p>

別表 2 (第 5 条関係)

補助率等			<p>1. 太陽光発電設備 補助対象経費の 1 / 2</p> <p>2. 蓄電池 蓄電池の価格 (円/kWh) の 2 / 3</p>
補助対象経費	本工事費 (直接工事費)	原材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。この材料の単価は、建物物価 (建設物価調査会編)、積算資料 (経済調査会編) 等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度、農林水産省と国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次に掲げる費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料 (契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>② 水道、光熱及び電力料 (事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③ 機械経費 (事業を行うために必要な機械の使用に要する経費 (原材料費、労務費を除く。))</p> <p>④ 負担金 (事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次に掲げる費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③ 機械の設備撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④ 技術管理に要する費用</p> <p>⑤ 交通の管理及び安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい

		い、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費	本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定する。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、裾付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、裾付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。



別表 3 (第 6 条関係)

<p>知事の定める書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業費及び補助対象経費を確認することができる見積書等</li> <li>(2) 導入する設備の概要がわかる見積仕様書等</li> <li>(3) 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類）</li> <li>(4) 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</li> <li>(5) 登記事項証明書の写し</li> <li>(6) 県税の滞納がないことを証する納税証明（申請日時点で、発行後 3 か月以内のもの）</li> <li>(7) 県と締結した太陽光発電設備等の設置に係る協定書の写し</li> <li>(8) 工事完了後も耐震基準を満たしていることがわかる強度計算書</li> <li>(9) 補助事業の実施について補助施設の所有者の承諾を得ていることを証する書類</li> <li>(10) 消費税仕入控除税額等について、消費税等の課税方式がわかる書類</li> <li>(11) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
<p>提出期日</p>	<p>知事が特に認めるものを除き、交付申請をする日の属する年度の 1 月 31 日までとする。</p>

別表 4 (第 1 2 条関係)

<p>知事の定める書類</p>	<p>(1) 支出額を確認することができる契約書及び支出証拠書類等の写し</p> <p>(2) 設計図面 (写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の仕様が分かる書類</li> <li>・システム系統図</li> <li>・配線・配管図</li> </ul> <p>※補助対象となった蓄電池がある場合、太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単線結線図</li> <li>・機器配置図</li> <li>・機器の固定方法が分かる図面</li> <li>・耐震・耐風圧等強度計算書</li> <li>・その他必要な図面</li> </ul> <p>(3) 施工前後の写真</p> <p>(4) 導入する設備の保守計画</p> <p>(5) 導入機器等一覧表及び各種機器等の仕様書</p> <p>(6) 財産管理台帳</p> <p>(7) 系統連携契約を証明する書類の写し</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>提出期日</p>	<p>補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。</p>

徳島県知事 殿

（申請者）  
所在地  
法人等名称  
代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条及び徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名  
令和 年度徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業
- 2 補助金交付申請額  
金 円
- 3 事業計画書  
別紙1のとおり
- 4 収支予算書  
別紙2のとおり
- 5 補助事業に係る誓約  
別紙3-1、（蓄電池を設置する場合）別紙3-2のとおり
- 6 責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

（注）施設単位で交付申請すること。

徳島県知事 殿

(補助事業者)

所在地

法人等名称

代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業着手届

令和 年度徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

設置施設名	
施設所在地	
交付決定年月日	令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	令和 年 月 日
完了予定年月日	令和 年 月 日

※責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

徳島県知事 殿

（補助事業者）  
所在地  
法人等名称  
代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号で交付決定のあった徳島県県有施設  
への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）した  
いので、同補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

徳島県知事 殿

（補助事業者）

所在地

法人等名称

代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

2 関係書類

3 責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

徳島県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人等名称  
代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条及び徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 対象補助事業

補助事業名	令和 年度徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業
設置施設名	
施設所在地	
交付決定年月日	令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	令和 年 月 日
完了予定年月日	令和 年 月 日

2 実施報告書  
別紙4のとおり

3 収支精算書  
別紙5のとおり

4 責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

徳島県知事 殿

(補助事業者)  
所在地  
法人等名称  
代表者の役職・氏名

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号で交付決定のあった徳島県県有施設  
への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金について、同補助金交付要綱第12条第4項の  
規定により、次のとおり報告します。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 徳島県補助金交付規則第12条に基づく確定額<br>(令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等                                     | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等                                  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |
| 5 責任者及び担当者<br>責任者氏名<br>担当者氏名<br>連絡先                        |   |   |

(注) 事業費の内訳資料等参考となる資料を添付すること。



様式第7号（第13条関係）

受理日付印

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業  
補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者  
所在地  
法人等名称  
代表者の役職・氏名

右の金額を 請求します。	請求 金額										円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	令和 年度徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	概算 ・ 精算

口座振込先 金融機関名（ ） 店舗名（ ） 預金種別（ 1 普通 2 当座 9 その他 ） 口座番号 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> （右づめ） 口座名義（カタカナ書き） （ ）							

発行責任者及び担当者

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		

徳島県知事 殿

（補助事業者）

所在地

法人等名称

代表者の役職・氏名

### 財産処分承認申請書

令和 年度徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第17条第4項の規定により、承認して下さるよう申請します。

1 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

2 財産の概要

（1）品名

（2）規格

（3）所在地

（4）事業費（うち補助金額）

3 処分しようとする理由

4 処分の方法

5 処分価格

6 責任者及び担当者

責任者

担当者

連絡先

別紙 1

事業計画書

事業者名			
事業所所在地			
担当者氏名		電子メール	
電 話		F A X	

設置施設名			
施設所在地			

1 事業期間（予定）

事業着手日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日
補助対象設備の運転期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 事業の内容

太陽光発電設備の設置			
補助対象設備の導入容量	kW		
補助対象設備による計画発電量	kWh/年		
年間自家消費量	kWh/年	自家消費率：	%
運転・維持管理方法等	別紙6のとおり		
蓄電池の設置			
補助対象設備の導入容量（A）	. kWh（小数点第3位以下切り捨て）		
補助対象経費合計（B）	円		
確認用（B）／（A）	円/kWh	※家庭用：15.5万円/kWh ※業務用：19万円/kWh	

3 総事業費の内訳

(単位：円)

事業費内訳			
補助対象経費		金額	経費内訳
本工事費	原材料費		
	労務費		
	直接経費		
	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費		
	附帯工事費		
	機械器具費		
	測量及び試験費		
	設備費	設備費	
業務費	業務費		
補助対象経費合計(a)			
寄付その他収入(b)			
補助対象経費(c)=(a)-(b)			
その他	対象外経費(d)		
総事業費(a)+(d)			

(注) 蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

別紙2

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	備考
本工事費		
設備費		
業務費		
その他		
計		

(注) 蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

## 補助事業（太陽光発電設備）に係る誓約書

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第 14 条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

- 1 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- 2 同一の事業、対象経費等で、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- 3 県が実施する太陽光等の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 4 補助対象設備で発電した電力は、県有施設において全量消費するものとし、固定価格買取制度、F I P（Feed-in Premium）制度を活用しないこと。
- 5 補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分（発電事業者である補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の 4 / 5 以上の額）を電気料金から控除すること。
- 6 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 7 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 8 次の各号をすべて遵守していること。
  - (1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
  - (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
  - (3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
  - (4) 再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（2017 年 7 月 14 日付け資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）に規定する「一の場所」に設置される分割案件でないこと。
  - (5) 20 kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した本補助金により導入した旨を記載したもの）を掲示するこ

と。

- (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
  - (7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
  - (8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
  - (9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
  - (10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
  - (11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
  - (12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 9 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- 10 申請者又は自社の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

（ふりがな）

法人等名称

（ふりがな）

代表者役職・氏名

⑨

補助事業（蓄電池）に係る誓約書

徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

- 1 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 4 同一の事業、対象経費等で、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- 5 県が実施する蓄電池の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 6 補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分（発電事業者である補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の9/10以上の額）を電気料金から控除すること。
- 7 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- 8 申請者又は自社の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

（ふりがな）

法人等名称

（ふりがな）

代表者役職・氏名

⑩



## 別紙 4

## 実施報告書

事業者名			
事業所所在地			
担当者氏名		電子メール	
電話		F A X	

設置施設名			
施設所在地			

## 1 事業期間

事業着手日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日
補助対象設備の運転期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

## 2 事業の内容

太陽光発電設備の設置			
補助対象設備の導入容量	kW		
補助対象設備による計画発電量	kWh/年		
年間自家消費量	kWh/年	自家消費率：	%
運転・維持管理方法等	別紙6のとおり		
蓄電池の設置			
補助対象設備の導入容量 (A)	.	kWh (小数点第3位以下切り捨て)	
補助対象経費合計 (B)	円		
確認用 (B) / (A)	円/kWh	※家庭用：15.5万円/kWh ※業務用：19万円/kWh	

3 総事業費の内訳

(単位：円)

事業費内訳			
補助対象経費		金額	経費内訳
本工事費	原材料費		
	労務費		
	直接経費		
	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費		
	附帯工事費		
	機械器具費		
	測量及び試験費		
	設備費	設備費	
業務費	業務費		
補助対象経費合計(a)			
寄付その他収入(b)			
補助対象経費(c)=(a)-(b)			
その他	対象外経費(d)		
総事業費(a)+(d)			

(注) 軽微な変更があった場合においては、変更前の額を上段に ( ) 書きし、変更後の額を下段に記載すること。

(注) 蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

別紙5

収支精算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考
本工事費				
設備費				
業務費				
その他				
計				

(注) 蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

## 別紙6

### 維持管理計画表

#### 1 維持管理の基本的事項

(1) 事業者名

(2) 施設の設置場所

(3) 保守点検責任者

(4) 維持管理の内容

ア 太陽光発電設備

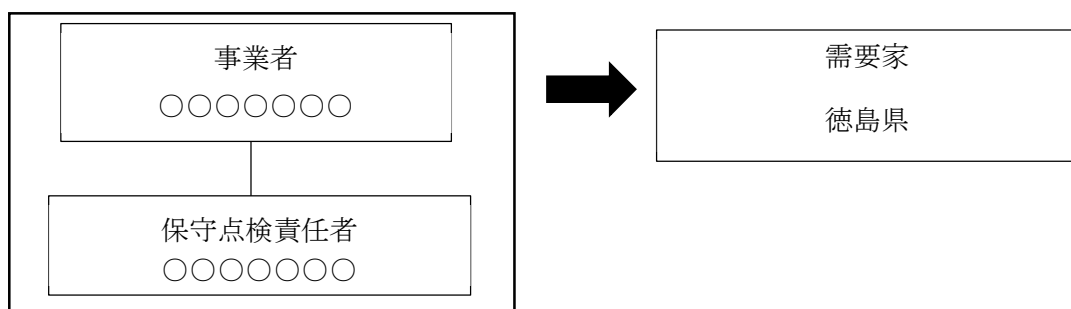
イ 蓄電池

ウ 付帯施設

エ その他

(5) 損害保険の加入予定

#### 2 維持管理の実施体制



#### 3 維持管理の実施頻度

4 太陽光発電施設等において故障等が発生した際の措置の内容等

#### 5 廃棄費用の積立方法